平成２３年（フ）第７７１号
広島市西区古江西町10番20―404号
債務者　エスサポートこと　原田　茂実
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２７号
福岡県久留米市東櫛原町957番地
債務者　熊谷　政光
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２４８号
大分市新川町２丁目７番29号　新川Ｒアパートメント２401号、住民票上の住所大分市大字駄原1503番地の４
債務者　宮崎あすか
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６９号
宮崎市大字熊野1374番地12
債務者　原田　広次
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋883番地　宮崎アパート８号室
債務者　吉田　晴美（旧姓礒野）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６６号
鹿児島県大島郡徳之島町花徳2571番地
債務者　西　　範之
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第９１号
鹿児島県霧島市国分清水２丁目22番37号シティハイム101
債務者　谷口　秀樹
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内15060番地
債務者　滿永　久男
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第３９号
鹿児島県指宿市十二町3337番地１いわさきホテルズ株式会社社宅201
債務者　宮下　杏子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第４０号
鹿児島県指宿市十二町3337番地１いわさきホテルズ株式会社社宅201
債務者　宮下　信之
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第４２号
鹿児島県枕崎市板敷本町31番地
債務者　石橋　重幸
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第２７３号
沖縄県那覇市久米１丁目15番８号山田貸住宅２階
債務者　東恩納織江
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３００号
沖縄県那覇市字大道25番地５―２階
債務者　真栄平紀子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６０号
長野県茅野市豊平南大塩1511―１サンサイドエイト204百瀬忠利方、住民票上の住所長野県茅野市宮川11071番地７
債務者　關　　政則
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第９７号
広島県呉市郷原町8260番地
債務者　森澤　国広
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１０４号
広島県呉市海岸１丁目５番15―201号
債務者　山本　秀行
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１０５号
広島県呉市海岸１丁目５番15―201号
債務者　山本眞由美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１２３号
広島県竹原市東野町1397番地
債務者　南　　俊子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部